

信用状の独立抽象性に関する法的考察(三) 英米判例を中心として

コーエンズ 久美子

第一章 はじめに

第二章 信用状の独立抽象性

第三章 独立抽象性の限界としての詐欺

第一節 限界としての詐欺の確立

一 限界に対する認識

二 限界としての詐欺を確立した *Stein* 事件

三 *Stein* 事件を成文化した一九六二年版統一商法典§214(2) (以上一七七号)

四 スタンドバイ信用状に対するアプローチ

第二節 独立抽象性の限界としての詐欺

一 判例の動向 (以上一七八号)

二 学説の動向

1 例外制限説 (例外制限説 I)

2 例外拡張説

3 信用状機能保全説（例外制限説Ⅱ）

第三節 小括

第四章 詐欺の抗弁とコルレス銀行

第一節 支払信用状・後日払信用状・引受信用状

一 コルレス銀行の法的地位

二 詐欺の抗弁

第二節 買取信用状

一 *straight credit* と *negotiation credit*

二 詐欺の抗弁と正当所持人（以上一七九号）

第五章 独立抽象性の限界画定の試み

第六章 むすびにかえて

第三章 独立抽象性の限界としての詐欺

第二節 独立抽象性の限界としての詐欺

二 学説の動向

学説は、信用状の制度趣旨の保護と当事者間の衡平をいかにしてはかるかという視点から、展開されている。独立抽象性原則の適用とその濫用防止をどのように調整すれば、商取引における信用状の有用性が、最も発揮できるかという問題意識に立つものである。

1 例外制限説(例外制限説I)

独立抽象性原則の重要性を前面に出し、詐欺の主張を厳格に制限することにより、取引の要請に応えることができる」と主張するのはHartfordである。信用状の詐欺は、一般的な商取引におけるものよりも狭く解する必要があるとして、「顕著な詐欺(egregious fraud)」に限るべきだとする。「顕著な詐欺」という概念は、必ずしも明確に定義づけがなされているわけではないが、不法行為法において懲罰的損害賠償が課される要件として用いられてきたといわれている。^判Hartford自身は、「信用状に基づく受益者の義務につき、悪質な違反がある」^判場合、または「取引全体が汚染されている」といった場合であるとしている。そして詐欺の法理を確立したとされているStein事件(3

「4」事件）判決は、決して新しい概念を創造したのではなく、それまでも認識されていた以下の点を再確認したにすぎないと説く。⁶⁴ すなわち、(1) 顕著な事実上の詐欺 (egregious actual fraud) が差止命令の要件として適切であること、(2) 詐欺は発行銀行による支払の前に主張されなくてはならないこと、(3) 信用状に基づく支払請求が不法行為者 (off-fessor) によってなされること、つまり差止命令が正当所持人の権利を害さないこと、である。Stein 事件の事案は、「顕著な詐欺」のケースであり、Sienias 判事は、例外としてそのような画定基準を提示することにより、かえって発行銀行の独立した義務の重要性を強調したと主張する。⁶⁵

また例外の拡張を支持する見解は、発行銀行の利益を視野に入れていないと批判する。⁶⁶ そのような主張は、受益者の支払請求が基本取引上の履行状況に鑑み、衡平であるかという視点から展開されており、発行依頼人と受益者、すなわち基本取引上の二当事者の利益のみが考慮されているにすぎない。ところが信用状は三当事者取引であって、発行銀行も独立した利益を有している。発行銀行は、信用状条件に一致した書類に対し支払を行うことを信用状発行契約において受諾しており、支払拒絶にかかわる事務は契約外であるゆえ、その利益を不当に害することになるという。

さらに Hatfield は、差止命令がエクイティ上の救済であることから、その要件として事実上の詐欺の証明に加え、⁶⁷ コモン・ロー上の救済では当事者間の衡平が実現できないことを証明しなくてはならないとする。すなわち、差止命令が認容されない場合に、コモン・ロー上の金銭賠償では回復しがたい損害を被ることが証明されなくてはならない。ところが商業取引における損害は通常金銭であることから、回復しがたい損害の可能性は、極めて小さいであろうとしている。⁶⁸

2 例外拡張説

信用状取引における詐欺が決して稀ではない状況にあつて、その制限的な解釈がなお正当性をもちうるか、再検討が必要であると主張するのは *Elinger* である。そこで差止命令に対する裁判所の消極的な態度が何に基づくかを考察し、それらが詐欺を制限的に解する根拠たりえるかを検証する。⁹⁹ すなわち、(1) 支払差止が発行銀行の国際的評判を損ないかねないという「発行銀行の保護」、(2) 発行依頼人が詐欺のリスクを負担しているという「リスク配分の合意」、そして(3) 基本取引上の紛争を排除するために、銀行の知る明白な詐欺に制限するべきとする「制度趣旨の保護」である。

まず(1)については、詐欺はあくまでも基本取引当事者間の問題であり、銀行が支払差止によつて基本取引上の紛争に巻き込まれるのではなく、名目的な当事者にすぎないことを強調する。そして差止命令が認容されても、銀行は単に裁判所の命令に従うだけであり、国際取引において何らその評判を損なうことにはならない。¹⁰⁰ また、基本契約上の物品を取得できないまま支払を強要される発行依頼人を保護することも、信用状の商業的目的の一つである。したがつて(2)を理由に、偽造あるいは詐欺的な書類の場合ですら、紛争解決を事後の訴訟にゆだねることは、発行依頼人にとつてあまりにも酷である。発行銀行による支払がなされていない状況において、詐欺につき一応の証明 (*prima facie evidence*) がなされたのであれば、発行依頼人に適切な保護を与えてしかるべきであるとする。¹⁰¹ さらに(3)の目的は、基本契約上の債務不履行が信用状の詐欺として主張されることの防止と考えられる。そうであれば安易な差止命令請求の防止は、詐欺を制限的に解するよりも、請求の条件として発行依頼人に担保提供を課すことの方が効果的であろうとしている。¹⁰²

このように詐欺を制限的に解する要請が、その根拠を失っているのであれば、より妥当な画定基準を再考するべきである。その必要性を裁判所自身が認識するものとして、United City Merchants 事件（「3-13」事件）の控訴審判決、およびイラン革命後に提起された多くのスタンドバイ信用状に関する事件が挙げられる。前者においては、第三者による詐欺的な書類が、発行銀行の支払拒絶を正当化しうるかが問題となった。Elinger は、受益者のサプライヤーによる詐欺のリスクを発行依頼人が負うことの不当性を指摘し、かつ発行銀行の支払確約が、詐欺的な書類にまでは拡張されないと判示した控訴審判決を支持する。また後者においては、実際の請求がなされていないことを理由に差止命令そのものは認容されなかったものもあるが、請求がなされたときには、発行依頼人へ通知し、支払までに猶予期間を設定することを発行銀行に義務づけた。発行依頼人が詐欺の証拠を提示し、差止命令を請求できるようにするためである。

結論的に Elinger は、詐欺につき一応の証明がなされているのであれば、発行依頼人が信用状金額を担保提供することを条件として、差止命令を認容するべきであると主張する。⁶⁴ 例外としての詐欺の範囲を拡張することが、信用状取引の現状に鑑み、その経済的効用を減少させることなく、当事者全般に資する結果となるという。

同様に信用状取引における詐欺事件の増加から、独立抽象性の例外に対するイギリス、シンガポール裁判所の硬直な態度は、再考を迫られていると Ho Peng Kee は主張する。例外適用の基準として、「銀行が知る明白な (obvious)、あるいは立証された (established) 詐欺」を不変的に用い、詐欺のケースに適切に対処できていないという。しかるべき事案においては、独立抽象性原則と「詐欺的な受益者の不当利得を防止」するための詐欺の法理を、柔軟に調整し適用する必要性があるとする。そこで柔軟性が見られるアメリカの裁判例の分析から、より適切なガイドラインの模索を試みる。

結論的に、アメリカの裁判所が、DCCS-214に基づき詐欺について争われた事案において依拠した基準は一貫性を有していない。⁽⁶⁴⁾ 個々の事案において異なる基準が用いられており、それは一定の幅を持つ連続体としてイメージすることができる。具体的には、以下の基準を抽出することができる。(1)最も厳格なものとしての「顕著な詐欺 (egregious fraud)」⁽⁶⁵⁾、(2)コモン・ローの詐欺としての「意図的な詐欺 (intentional fraud)」⁽⁶⁷⁾、(3)「事案ごとに異なる基準で認定される詐欺」⁽⁶⁶⁾、(4)「エクイティ上の詐欺」である。

詐欺を極めて制限的に解する従来の基準が、(1)「顕著な詐欺」である。これに対しコモン・ローの詐欺の定義に一致する(2)「意図的な詐欺」は、次の要件を充足することにより認定されうる。すなわち、①受益者によって不実表示がなされること、②受益者が不実表示であることを知っているか、信じていること、③発行銀行を不実表示に依拠して行為させる、あるいはさせないようにする意図があること、である。さらに最も緩やかな基準といえる(4)「エクイティ上の詐欺」は、「擬制的詐欺 (constructive fraud)」ともいい、詐取しようとする意図を必要としない。また、(3)「事案ごとに異なる基準で認定される詐欺」とは、「特別な状況が要求する場合」に応じて柔軟に基準を設定するものであり、詐欺の程度により識別されうる他の基準とは別次元のものといえる。事案に応じて(1)を適用することもあれば、(2)の場合もあるという。

Ho Peng Kee は、このようなアメリカの裁判所の柔軟性は、信用状取引の個別性を尊重していることの現れという。⁽⁶⁸⁾ すなわち信用状の取決めに、個々の基本取引当事者の合意に基づく取引上のリスク配分の反映と考えるのである。そして発行依頼人が負担したとされるレベル以上のリスクが現実化したときには、合意された支払条件からの逸脱として、差止が正当化される。⁽⁶⁹⁾ Ho Peng Kee は基本取引当事者によって引き受けられたリスクのレベルから、独立抽象性の例外適用の基準画定を試みる。

それでは実際に、このリスクのレベルはどのように評価されるのであろうか。Ho Peng Koo は法的な裏付けがないが、たとえば当事者間の取引関係（継続的な関係であるか否かなど）、信用状金額、条件として規定されている書類の数・種類等から導かれるであろうとしている。⁽⁴⁾これは、「特別な状況が要求する場合に適用されるべき柔軟な基準」⁽⁴⁾が、個々の事案において具体化したものといえる。⁽⁴⁾そしてこのようなリスクレベルの評価は、信用状取引の当事者である銀行によっては適切になされ得ない。その意味で発行銀行自身による支払拒絶は、否定されるべきである。裁判所のみが、独立抽象性原則と「詐欺的な受益者の不当利得を防止」するための詐欺の法理を念頭に置きつつ、正当な評価をなし得るといふ。⁽⁴⁾

Van Houten は、従来の詐欺に対する制限的な解釈が、「契約」としての信用状の本質に矛盾するのではないかと疑問を提示する。⁽⁴⁾そしてアメリカにおいては裁判所が、従来通説的に唱えられてきた「顕著な詐欺」の基準を一貫して適用していないと指摘し、次のように分析する。⁽⁴⁾UCC制定以前の Stein 事件（「3—4」事件）までの事案においては、詐欺の主張を厳格に制限する裁判所の対応が見られ、「顕著な詐欺」の基準が確立されたといわれている。⁽⁴⁾すなわち呈示書類には商品が船積みされたことが記載されているが、実際には全く船積みがなされていないかたり、書類が偽造されたということが証明されないかぎり、発行銀行に対する差止命令は認容されない。しかしその後、Intraworld 事件判決（「3—7」事件）のように、「UCC 5-114 が規定する詐欺が狭い例外であり、顕著な詐欺のケースのみに限られなくてはならない。」とする従来の「顕著な詐欺」の基準を適用する一方で、その他の事案において変化がみられるようになる。たとえば NMC Enterprises Inc. 事件（「3—11」事件）は、書類または基本契約が「意図的な詐欺（intentional fraud）」で汚されている場合に支払差止命令が認容されるとし、Dynamic Corp. 事件（「3—6」事件）においては欺罔の意図を要件としない「エクイティ上の詐欺」を基準とした。また Cambridge

Springing Goods 事件 (「3—12」事件) では、基本契約上の商品の瑕疵と完全な詐欺的行為とを区別することが困難であるため、「特別な状況が要求する場合に適用されるべき柔軟な基準」を用いているとする。⁽⁹⁾

このようなアメリカの裁判所のアプローチは、実務界より支払の確実性を損なうものと危惧された。それは信用状の有用性が、支払の確実性にあることを根拠とする。しかし実際に必要とされているのは支払の「確実性」ではなく、「予測性 (predictability)」であると Van Houten はいう。⁽¹⁰⁾ 当事者が信用状により、一定の状況における支払を予測できることが重要なのであって、いかなる状況にあつても絶対的に支払われるものと解するべきではない。現代の金融および保証手段は、取引上のリスクを様々に再分配したり、分散させることができる。支払手段として信用状を用いるということは、その予測性に基づき、商業当事者が相互間においてリスクを分配するのか、それとも他の手段を通して分散させるのかの決定を可能とする。そして、そのコストは売買価格、あるいは銀行手数料に転嫁すればよい。⁽¹¹⁾ 差止命令の認容をあまりにも厳格に制限することは、買主に加重なリスクを負わせる結果となっている。⁽¹²⁾ 詐欺のルールの柔軟な適用が、それぞれの当事者が直面するリスクをよりバランスよく分配するという。⁽¹³⁾

また例外としての詐欺を厳格に適用することは、契約法等の信用状取引に隣接する他の法律、および法的概念と調和しないともいわれている。⁽¹⁴⁾ そもそも Intraworld 事件判決が示した極めて制限的な見解は、Stein 事件等の先例において明言されてはいない。それゆえ詐欺の法理が、その発端において厳格に適用されていたと解すべきでないともいえる。

以上をふまえて、Van Houten は例外としての詐欺を「強度に議論のある詐欺 (strongly arguable fraud)」⁽¹⁵⁾ あるいは「一応の証明がされた詐欺 (prima facie fraud)」に拡張するべきと主張する。そしてこのような例外拡張論に対して向けられ得る批判に対し、以下のように応じる。⁽¹⁶⁾ すなわち、前述のような柔軟な解釈によっても、差止命令は

決して当然の権利ではなく、なお異例の救済であり、限定的な状況において利用可能なものにすぎない。なぜならば、差止命令を認容するか否かどちらが便宜的であるか、審理するべき深刻な問題が存在しているかという判断に加えて、その認容あるいは拒否が訴訟を終結させる事実上の効力を有する場合に、原告が勝訴する見込みがあるか、一応の証明がなされているのかを裁判所が検討するからである。また原告は、差止命令の拒否が回復しがたい損害をもたらし、他の法的救済がほとんど実効性を有しないことを証明しなくてはならない。さらに訴訟遂行に際しては担保提供も要請されるであろうから、差止命令請求訴訟が急増するとは考えられないとする。

Fellinger もまた詐欺事件の急激な増加を憂慮し、信用状の有用性はもはや厳格な独立抽象性原則の維持によつてはもたらされないとする。⁽¹¹⁾ たしかに基本取引における債務不履行は、独立抽象性原則により発行依頼人がそのリスクを負担しているといえる。しかしこの法則が、「受益者による不履行の程度とその悪意が詐欺と判断しうる時点」において、貫徹できなくなることをコモン・ロー諸国の裁判所は認識してきており、裁判例を以下のように分析する。

まずアメリカの状況につき、Van Houten 同様、詐欺としての例外の適用基準には一貫性がないと結論づける。そして例外の拡張を意図する判決に着目し、これらの裁判所が、UCC 5-114を根拠に、事案に応じた柔軟な判断基準を適用しているとする。⁽¹²⁾ 基本取引上の債務不履行あるいは商品の瑕疵に関する紛争と詐欺との境界線は、事案により移動することが、Cambridge Sporting Goods 事件（「3-12」事件）においても示唆されている。

さらにFellingerは、詐欺の主張が差止命令請求訴訟においてなされることから、その一般的要件の充足如何が重要な判断要素となっていると指摘する。⁽¹³⁾ すなわち、(1)差止命令が認容されないとすれば、原告が回復しがたい損害を被ること、(2)そのような損害は差止命令を認容した場合に被告が被る損害よりも深刻であること、(3)原告が本

案において勝訴する相当の見込みを示すこと、(4)差止命令の認容が公共の利益を害さないこと、である。裁判所はこれら四つの要件がすべて充足されることが必要であるとするとするが、特に(1)の要件を厳格に用いる。たとえは Foxboro 事件 (「3—18」事件) では、紛争が金銭にかかわることであれば、原告はコモン・ローにおいて損害賠償という救済手段を有しているため、(1)の要件を充足しないと判断された。それゆえ、この要件を硬直的に適用するのであれば、柔軟に詐欺を画定したとしても差止命令の認容はなお困難なままである。

他方イギリスにおいては、詐欺の法理が認識されてはいるものの、Edward Owen 事件 (「3—19」事件) に代表されるように、詐欺が「立証 (established)」されなくてはならないという、極めて厳格な証明基準を課している。⁽⁴⁾ そしてアメリカの裁判所が挙げる差止命令の一般的要件については、ほとんど言及されていない。これは暫定的な差止命令を請求する手続において、本案事項の審理を回避しようとするものであるが、「立証」を要求することによりかえって審理せざるを得ない状況に陥っているという。

以上の分析をもとに Reinger は自己の見解を以下のように展開する。独立抽象性原則は円滑な支払の促進を目的としているのであるから、銀行自身による支払拒絶は厳格に制限されるべきである。すなわち銀行は書類の真正性に関して、自ら判断することを許されない。書類の文面上の一致をもってして、確実な支払義務が課される。これに対し、紛争がいったん裁判所に係属したならば、裁判所は状況に応じ柔軟な基準を適用しつつ、取引全体から差止命令の是非を判断する。詐欺に関する判断を裁判所にゆだねることにより、銀行の恣意的な支払拒絶を排除し、信用状の有用性を維持しようとするものである。

そこで裁判所の判断基準として、以下のように提言する。⁽⁵⁾ 商業信用状のケースにおいては、詐欺が書類上に表れているもの、結果として詐欺的な書類となるものに限定することが妥当である。⁽⁶⁾ 「書類上の詐欺」について判断す

る際に、裁判所は書類とともに基本取引についても調査することが許される。すなわち「書類上の詐欺」と「取引上の詐欺」の峻別は、前者の証拠として後者が存在する点において意味を持つ。そして詐欺の程度としては、契約法上または不法行為法上発展した通常の詐欺の概念である「意図的な詐欺 (intentional fraud)」が要求されるとする⁽⁴⁾。条件に一致した書類の呈示があっても、商品が存在していなかったり、基本契約と全く異なるもの（価値がないという意味において）が船積みされていた場合は、意図的な詐欺の徴表である。これに対し商品の瑕疵については、基本契約上の紛争として取り扱われるべきとする。

さらに、差止命令を発するためイギリスの裁判所が「詐欺の立証」を要件としていることは、通常の差止命令認容の基準をはるかに超えるものであると批判する⁽⁵⁾。発行依頼人の立証責任は、「強い程度の一応の証明 (strong prima facie)」、すなわち「本案における実質的な勝訴の見込み」の証明に加え、他の差止命令の要件を課すのが適切であるとされる。けれども「回復しがたい損害」の要件を硬直的に適用すること、つまり金銭賠償により事後的な救済が可能であるということが、当該要件を充足しないとするのは妥当でない。ここでは「回復しがたい損害」の基準は緩和されるべきである。差止命令は、詐欺であること、すなわち独立抽象性原則が適用されない事案であることを根拠に認容されるべきであるとする。

3 信用状機能保全説（例外制限説Ⅱ）

Dolan は、信用状が商人と銀行によって作り出された特殊な商業的制度であることを強調する。それゆえ、契約や流通証券とは異なる独自の取扱が必要であり、また取引当事者はその意義を正確に理解した上で取引に参加し

ているものとみなされるという。そこで、第二章において概観した独立抽象性原則から導かれる信用状の総合的な機能を根拠に、例外を制限的に解する必要性を次のように説く。⁽³⁾ すなわち信用状取引においては、商業当事者間の交渉結果として、いったん金銭を受益者側に移転させた後に実質的な衡平をはかること、その際、法廷地を受益者所在地とし、発行依頼人の側で訴訟提起のためのコストを負担することにつき合意がなされている。このような信用状の機能は、発行銀行の迅速かつ不可避的な支払によって保全される。それゆえ、そもそも詐欺の主張に対し裁判所が行う調査によって金銭の移転が遅延すること自体が問題である。そしてその調査が基本取引に及ぶとすれば、さらなる遅延が生じ、また程度によっては事前の当事者間の合意を反故にしかねないという。

また Dolan は、例外としての詐欺は信用状取引上の詐欺、すなわち書類上の詐欺に限定されなくてはならないという見解を示していた。⁽⁴⁾ 判例および学説の多数が、UCC § 5-114 の「取引における詐欺」を「基本取引における詐欺」と解するのは誤りであるとする。この見解によれば「取引における詐欺」とは、たとえば第三者機関作成の書類が要求されている信用状において、受益者が詐欺的な行為により当該第三者機関に書類を作成させ、それを呈示するような場合となる。

Dolan はこのような自己の見解につき、以下の論拠を示す。⁽⁵⁾ すなわち、基本取引上の詐欺を信用状の支払に対する有効な抗弁とすることは、差止命令請求訴訟に基本取引上の紛争が持ち込まれることになる。発行依頼人は往々にして「エクイティ上の詐欺 (equitable fraud)」を声高に主張するが、これは信用状に関する訴訟において基本取引上の衡平を実現するべく、裁判所に求めていることに他ならない。ところが「取引における詐欺」の解釈に限って言えば、UCC (95) 5-109 は基本取引上の詐欺が範疇に入ること明らかにした。⁽⁶⁾ そうであっても関連取引について大々的に立ち入った判断をしていては、信用状の存在意義を揺るがすことになる。Szécs 事件判決 (13—4 事件)

において明らかにされたように、基本取引の債務不履行が信用状の詐欺の抗弁に置き換えられてはならないのである。

Dolan は Szejn 事件以降、判例の大半はこの法則を厳格に捉えてきたと評価する。しかしながら、たとえば *Tea* 事件（「3—16」事件）裁判所は、信用状のリスク移転機能を承認し、かつ差止命令請求訴訟自体がこの機能を損なうことを認識しつつも、基本契約につき、かなり踏み込んだ判断をしていると批判する。⁽³³⁾ 呈示書類の有効性を判断するために、関連する取引の判断に立ち入り、結果的に不明瞭な証拠に基づき詐欺の抗弁を認容したのである。⁽³⁴⁾ このような紛争における真の争点は、基本取引上の問題であり、基本取引上の当事者間において解決されるべきである。そして信用状取引とは、その解決に至るまでの期間、争われている金銭を受益者が保持することの合意に他ならないのである、と。

また差止命令がエクイティ上の救済であるがゆえに、充足しなくてはならない一般的要件として以下の二つを挙げる。⁽³⁵⁾ すなわち申立人は、(1) 本案における勝訴の見込み、(2) 差止命令なしでは回復しがたい損害を被ること、つまりコモン・ローにおける救済が適切でないことを証明しなくてはならない。そして通常裁判所はまず(2)の要件を問題とし、結果的に多くの場合、これが充たされないことを理由に差止命令を拒絶しているという。たとえば外国において訴訟を提起する不便さは、発行依頼人によって引き受けられたリスクとされ、当該要件を充足しない。また、損害が金銭的なものであるならばコモン・ロー上の損害賠償等により救済されるから、当該要件を充たさないとする判例もあるとする。⁽³⁶⁾ *Dolan* は、差止命令請求訴訟を提訴する発行依頼人が、通常受益者と契約関係にあることを強調する。発行依頼人が基本契約に基づき受益者の違法行為による損害を回復することができる以上、(2)の要件は充足され得ないという。

これに対し(1)の要件は、これまでそれほど注目されては来なかったが、たとえば次の事例における取扱いを適切とする。⁽⁶⁴⁾ 発行依頼人の基本取引上の債務不履行に際し、受益者に前払金の返還を保証するスタンドバイ信用状取引において差止命令請求がなされた。裁判所は、前払金を受益者に返還するという本件スタンドバイ信用状の目的に鑑み、基本取引に立ち入ることなく、(1)の要件が充たされていないと端的に判断した。つまり、基本取引において紛争が生じた際、受益者が支払った前払金は、いったん受益者に戻した後、実質的な紛争の解決を図ることと当事者間で合意されており、その金銭移転のためにスタンドバイ信用状が利用されたと解されているのである。こうした裁判所の対応を Doan は正当と評価する。Doan の見解によれば、差止命令を請求する発行依頼人にとって、上記の一般的要件は相当な障害となるが、このように解さなければ取引の要請に応えられないという。

- (61) Edward L. Symons, Jr., *Letters of Credit: Fraud, Good Faith and The Basis for Injunctive Relief*, TUL. L. REV. 338, 346(1980). 江頭憲治郎「手形保証とスタンドバイ信用状」竹内昭夫先生還暦記念『現代企業法の展開』一三八頁(有斐閣、一九九〇年)。
- (62) Henry Harfield, *Enjoying Letter of Credit Transactions*, 95 BANKING L.J.596,602(1978).
- (63) *Id.* at 608.
- (64) *Id.* at 603.
- (65) Henry Harfield, *Identity Crisis in Letter of Credit Law*, 24 ARIZ. L. REV. 239, 242 (1982).
- (66) *Id.* at 242.
- (67) Harfield, *supra* note 82, at 612.
- (68) *Id.*

- (8) E. P. Ellinger, *Documentary Credits and Fraudulent Documents, in CURRENT PROBLEM OF INTERNATIONAL TRADE FINANCING*, 185, 211-212 (C. M. Chinkin et. al. eds., 1983). Ellinger 氏は R. D. Harbottle (Mercantile) Ltd. v. National Westminster Bank 事件における Ket 判事の以下の判旨から、制限的な解釈の根拠を抽出する。「銀行が知っている明らかな詐欺のケースを除いて、裁判所は、商人間の契約上の争いを利用可能な、あるいは契約によって定められているような訴訟、または仲裁によって解決するべく商人に委ねるであろう。裁判所は、そのような請求を強制する問題には関与しない。それは商人が負担するべきリスクである。本件においては発行依頼人、すなわち買主が保証状における無条件のリスクを負担したのである。そして銀行の確約および支払は異なる次元に存在する。銀行は裁判所の介入なく支払うことを許容されなくてはならない。そうでなければ、国際取引における銀行の信用が回復できないほどに傷つけられる。」[1978] 1 Q.B.146,155-156.
- (9) Ellinger, *supra* note 89, at 212.
- (10) *Id.* at 212-213.
- (11) *Id.* at 213.
- (12) *Id.* at 205-206. 本た United City Merchants 事件において、もし真の船積日が記載されていたとすれば書類が一致していないことから支払拒絶されるのに対し、書類の作成者によって詐欺的に記載されたものが受益者のもとで有効な書類となることには詐欺的かつ不正な批判を受ける。E. P. Ellinger, *Documentary Credits and Finance by Mercantile Houses, in BENJAMIN'S SALE OF GOODS*, 23-105 (A. G. Guest et. al. eds., 4th ed. 1992).
- (13) Ellinger, *supra* note 89, at 213.
- (14) Ho Peng Kee, *The Fraud Rule in Letters of Credit Transaction, in CURRENT PROBLEM OF INTERNATIONAL TRADE FINANCING*, 235, 242 (C. M. Chinkin et. al. eds., 1983).
- (15) *Id.* at 242-243. 「顕著な詐欺」の基準を適用したものと「Intraworld 事件」(「3-7」事件)「発行銀行の確約の独立性」

および信用状の目的の実現に対する当該原則の重要性に鑑み、支払に対する差止を正当化する状況は受益者の不当行為が取引全体を腐敗させ、発行銀行の義務の独立性がもはやその合法的目的に資さない場合に狭く限定されなくてはならない。)、および New York Life Insurance Company 事件 (「2—e」事件、「極めて稀である顕著な詐欺の場合にのみ、UCC 5-114 は発行銀行が信用状条件に一致した書類の裏の真実を調べることが正当化する。」) が挙げられている。

(97) *Id.* at 244-255. 「意図的な詐欺」の基準が適用されたケースとして、NMC Enterprises 事件 (「3—11」事件、「書類、あるいは基本契約が意図的な詐欺で汚されている場合は、たとえ書類が文面上条件に一致していたとしても手形は支払われる必要がない。」) を挙げる。

(98) *Id.* at 245-246. この基準を適用する事案として Cambridge Sports Goods 事件 (「3—12」事件) を挙げる。「UCC 5-114 の起草者は、Sign 事件を成文化しようとする試みにおいて『取引における詐欺』という文言を利用することにより、独断的なアプローチを避け、特別な状況が「詐欺の認定を」要求する場合に適用されるべき柔軟な基準を採用したのである。売主の担保責任の不履行(あるいは物品の性質に関する意見の相違)と完全な詐欺の実行との間に、正確な境界線を引くことは困難であろう。しかしながら、単に物品が契約に一致していないというだけでなく、ボクシング用グローブの価値のない断片であるというところを Y 会社が立証した範囲で、A 会社は船積につき詐欺を犯しており、本件は Sign 事件に類似する(「内筆者。」) 当該事件の事実は、「意図的な詐欺」の範疇に入ると判断されている。

(99) *Id.* at 246. 「エクイティ上の詐欺」を適用しているケースとして、Dynamic Corporation 事件 (「3—6」事件、「詐欺とは実際、エクイティ裁判所の意味においては、コモン・ロー上またはエクイティ上の義務、単に委託された信託、もしくは信認の不履行が他人に対して有害であったり、それによって不当かつ非良心的な利得を他者から得ようとするものを含むすべての行為、不作為、事実の不告知などである。」) を挙げている。

(100) *Id.* at 247.

説

(101) *Id.*
 (102) *Id.* at 247-248.

論

(103) Cambridge Sporting Goods 事件判決 ([3-12] 事件) が適用した「事案ごとに異なる基準で認定される詐欺」。注(98)参照。
 (104) Ho Peng Kee, *supra* note 95, at 248.

(105) *Id.* at 249.

(106) Stephen H. Van Houten, *Letters of credit and Fraud: A Revisionist View*, 62 CANADIAN BAR REVIEW, 371 (1984).

(107) *Id.* at 378-381.

(108) *Id.* at 379. O'Meara 事件 ([3-13] 事件)、『Old colony 事件 ([3-12] 事件)』、『Szejn 事件 ([3-14] 事件)』を挙げている。また事案ごとは「三事件とも「意図的な詐欺」の事案であると評価している。

(109) *Id.* at 380-381.

(110) *Id.* at 385.

(111) *Id.*

(112) *Id.*

(113) *Id.*

(114) *Id.*

(115) *Id.* at 386.

(116) *Id.* at 387.

(117) Greg A. Fellinger, *Letters of Credit: The Autonomy Principle and the Fraud Exception*, 1 J. Banking & Fin. L. & Prac. 4,7(1990).

(118) Note, *Letters of Credit: Injunction as a Remedy for Fraud in U.C.C. Section 5-114*, 63 MINN. L. REV. 487, 491 (1979).

- (119) Fellingner, *supra* note 117, at 13.
- (120) *Id.* at 15-16.
- (121) *Id.* at 17-18.
- (122) *Id.* at 22-25.
- (123) *Id.* at 23. (しかし Fellingner はスタンダードバイ信用状の場合については、この基準があてはまらないと議論されているとし、「請求が詐欺によって汚されている場合」に例外を適用するべきであるとする Angelica-Whitewear 事件判決 (「3-10」事件) を脚注 (note 152) において引用することになっている。
- (124) *Id.* at 23-24; Symons, Jr., *supra* note 81, at 339. 江頭・前掲注(8) 一三七頁以下。
- (125) *Id.* at 18.
- (126) JOHN F. DOLAN, THE LAW OF LETTERS OF CREDIT, 7-55 to 7-57 (rev. ed. 1996).
- (127) *Id.* at 7-49 to 7-54.
- (128) *Id.* at 7-54, 7-72.
- (129) UCC(95) 5-109 のオフィシヤルコメント参照。
- (130) *Id.* at 7-75 to 7-77.
- (131) ただし *Id.* 事件判決に限っていえば、当時のアメリカ・イランの緊張関係に裁判所が配慮した結論とする。
- (132) DOLAN, *supra* note 126, at 7-39.
- (133) *Id.* 7-41, 11-36 to 11-37.
- (134) *Id.* at 11-48.

第三節 小括

コモン・ロー諸国において詐欺が主張された裁判例、および学説を検討してきた。特にアメリカの詐欺の抗弁が認容された判決については、事実認定の過程とその法的評価をめぐり、積極的な議論が展開されている。概して、裁判所は常に独立抽象性原則の重要性を謳いつつも、実質的には個々の事案ごとに当事者の衡平をはかつてきた。それゆえ、一律に詐欺の認定基準が画定されているとは、言い難い状況となっている。

また、学説の展開は以下のように要約できよう。まず信用状の意義に鑑み、独立抽象性原則の例外が制限的に解されなくては、取引上の要請に答えられないという命題が存在する。そこで、一般的な詐欺の概念より狭い「顕著な詐欺 (egregious fraud)」の概念が提示された。しかし一般商取引上の詐欺であることが認定されうる事案において、なお独立抽象性原則を適用し、信用状に基づく支払をなさしめる要請が、どこから導かれているのかという疑問が提起された。従来の制限的解釈の要請が、おもに基本取引上の債務不履行を詐欺として主張することの防止にあるのであれば、それは他の方法により、効果的に達することができるとする。それゆえ、「顕著な詐欺」という新たな概念を創設する必要性は乏しく、かつ適切でないという。ところが、信用状が単なる支払手段にとどまらない機能を有する点に着目した、新たな制限説が唱えられるようになってきた。すなわち、信用状の独立抽象性原則によってもたらされる当事者関係は、受益者に対する支払以外の様々な事前合意を反映している。差止命令請求の提訴により、裁判所が基本取引の判断に立ち入ったり、支払が遅延すること自体が、その合意に反するという。

以上に加えて詐欺の主張が、おもに差止命令請求訴訟においてなされることから、エクイティ上の救済を得るための一般的要件との関連についても、論じられている。これらの要件の中に、信用状取引の独自性をどのように反

映させるかについても、それぞれの論者の政策的判断が働いているといえよう。

第四章 詐欺の抗弁とコルレス銀行

発行依頼人は、信用状の発行を自己の取引銀行、または取引銀行を通して他の近隣の銀行に依頼する。それゆえ発行銀行は通常発行依頼人と同地に存在しており、狭義の信用状取引当事者である発行銀行と受益者の物理的な距離の問題は、解決されていない。より円滑な取引のためには、受益者所在地の銀行が取引へ参加することが要請される。すなわち信用状開設の通知をはじめとして、受益者所在地における支払、手形の引受または買取、さらにはこうした給付を発行銀行とは別個に確約する銀行を介在させることにより、信用状取引の効用が一層高められることになる。発行銀行は、為替取引に関し取決めを締結している在外の取引銀行、いわゆるコルレス銀行 (correspondent bank)⁽¹⁾ を利用することにより、こうした要請に応えている。

ところで、これまで検討してきた詐欺の問題は、当然のことながらこのようなコルレス銀行をも巻き込むことになる。コルレス銀行は、確認銀行でないかぎり、受益者に対する一次的債務を負ってはいないから、いかなる状況においても支払を強制されることはない。したがって詐欺の問題は支払うべきか否かという次元ではなく、支払った後にその金銭が補償されるかという場面で生じる。すなわち、コルレス銀行の補償請求、もしくは手形の支払呈示に際し、発行銀行は、受益者に対して有する詐欺の抗弁をもって対抗できるかという問題である。

本章においては、一九九三年改訂統一規則の規定に従い、「指定銀行 (the Nominated bank)」として取引に介在

するコルレス銀行につき、法的地位を明らかにした上で詐欺の問題を検討する。その際、買取信用状に関しては、発行銀行の確約の範囲につき若干異なる考察を要するため、節を変えて検討する。

第一節 支払信用状・後日支払信用状・引受信用状

一 コルレス銀行の法的地位

統一規則一〇条b項iは、次のように、信用状の形態および受益者に対する給付が直接発行銀行によってなされるのか、それともコルレス銀行に授權されているのかを明らかにするよう規定する。受益者の書類呈示先を明確にするためである。⁽²⁾

「信用状が発行銀行においてのみ使用することができると定めていないかぎり、すべての信用状は、支払、後日支払の債務負担、手形の引受または買取を授權される銀行（指定銀行）を指定しなければならない。自由買取可能な信用状においては、いずれの銀行も指定銀行である。書類の呈示は、発行銀行または確認銀行（もしあれば）、または他の指定銀行に対して行われなければならない。」

前述のように、受益者の便宜を図るため、発行銀行は信用状に基づく給付をはじめその他の関連する事務処理を受益者所在地のコルレス銀行に依頼する。⁽³⁾ こうした支払信用状、後日支払信用状、引受信用状は、受益者に対し、いつ支払がなされるかにより識別されうる。⁽⁴⁾ まず、支払信用状は、書類の呈示に対し即座に支払がなされるもので

ある。一覽払手形の呈示が条件とされている信用状もあるが、未引受であるため、コルレス銀行はそのまま書類とともに手形を保持することになる。引受信用状においては、受益者は書類および一覽後定期払手形を呈示し、引受署名を受けた後、満期まで保持するか、引受手形を割引いてもらうこともできる。また後日支払信用状は、書類呈示後、信用状に定められた期間が経過したときに、支払がなされる。

前述したように、このような事務処理を授權された指定銀行であるコルレス銀行は、確認銀行でないかぎり、受益者に対し何ら義務を負うものではない。⁽⁵⁾ 授權された内容を履行するかどうかは、当該コルレス銀行の裁量による。⁽⁶⁾ したがってコルレス銀行が支払拒絶した場合、受益者はコルレス銀行ではなく発行銀行に対して請求しなくてはならないことになる。⁽⁷⁾ もつとも授權した側の発行銀行は、コルレス銀行がその条件に一致した給付を行った場合、補償する義務がある。⁽⁸⁾

このようなコルレス銀行の法的地位は、英米法においては発行銀行の「代理人 (agent)」と解されている。⁽⁹⁾ コルレス銀行は、発行銀行からの授權内容に厳格に従うことにより、補償を受けることができる。したがって、コルレス銀行の信用状条件に一致しない書類に対する支払は、授權外の行為として、発行銀行の補償義務を生じさせない。もつとも、代理人としてのコルレス銀行の行為は、発行銀行を拘束するため、条件に一致しない書類に対して支払がなされた場合、発行銀行は受益者に対しては、いかなる抗弁も対抗できないとされている。⁽¹⁰⁾

これらのコルレス銀行は、発行銀行から依頼され、かつ自身が応諾することにより、受益者に対し自らが一次的債務を負う「確認銀行」になる場合もある。このような確認銀行が取引に介入する信用状は、発行銀行の信用状態、カントリーリスク等の事情により発行銀行からの給付に確信の持てない受益者が要求するものである。⁽¹¹⁾ 受益者は、発行銀行の確約に加えて、確認銀行の確約をも取得することになり、そのメリットは非常に大きい。

ちなみに確認銀行と確認をしていないコルレス銀行の相違は、受益者に対する関係のみである。発行銀行との関係については、前述の確認をしていない一般のコルレス銀行について考察したことがほぼ妥当する。¹⁰³なぜならば確認銀行もまた、発行銀行との関係においては「代理人」と解されているからである。受益者に対してのみ、発行銀行の代理人としてではなく、「本人 (Principal)」として給付の義務を負う。

二 詐欺の抗弁

統一規則一三条 a 項は、次のように銀行の書類点検の基準について規定する。「銀行は、信用状に定められたすべての書類が、文面上、信用状条件を充足しているとみられるかどうかを確かめるために、相応の注意をもって点検しなければならない。…」同規定により、書類の文面上に表れない詐欺につき、銀行は免責されることが明らかにされている。また詐欺の主張がなされても、銀行は自ら調査する義務を負わない。¹⁰⁴差止命令が認容されないかぎり、銀行は信用状に基づく給付を行う権利を有するとされている。¹⁰⁵

このように銀行の書類点検義務は、信用状条件の文面上の一致に限定されている。それゆえ、コルレス銀行が合理的な注意をもって書類を点検し、文面上条件に一致した書類に対して給付をしたのであれば、発行銀行から授権された事項は履行されたことになる。したがってコルレス銀行の合理的な支払後に詐欺が発覚したとしても、発行銀行は補償する義務を負い、結局この場合の損失は発行依頼人に転嫁される。¹⁰⁶これは確認銀行についても同様であり、発行銀行が補償する前に詐欺を認知したとしても、確認銀行の補償請求を拒絶することはできない。確認銀行の給付は、受益者に対しては自己の義務の履行となるが、発行銀行に対しては、授権されたことの履行であり、発

行銀行の補償義務を生じさせるからである。

第二節 買取信用状

一 straight credit v negotiation credit

発行銀行の確約は通常、「受益者」のみを名宛人としている。つまり発行銀行は、信用状条件に一致した書類の呈示を条件として、「受益者」に支払うことを約束しているのである。もともとこのことは、信用状に基づき振り出された手形の譲渡を妨げるものではない。ただ信用状そのものは流通証券(negotiable instrument)ではないため、手形の譲受人は受益者に対するすべての抗弁を対抗されることになる。譲受人は、引受拒絶に際して、発行銀行に対する固有の権利を有していないのである。⁶⁷⁾このように受益者のみに対し発行銀行が給付を確約する信用状を straight credit と云う。

これに対し、発行銀行の確約が受益者だけでなく、受益者が振り出した手形または書類を買取った者に及ぶ信用状を negotiation credit という。これは受益者所在地の銀行に、受益者の手形または書類を買取るインセンティブを与えようとするものである。⁶⁸⁾基本取引当事者間で、常に受益者所在地にコルレス銀行を置くことが合意されるわけではない。そもそも発行依頼人にとって、コルレス銀行を介在させることは実質的に為替リスクの負担であるし、⁶⁹⁾また特約がなされなければ、これを置くためのコストは信用状の開設コストに含まれることになる。⁷⁰⁾コルレス銀行

が置かれぬ場合、受益者は支払請求のために振出した手形を近隣の銀行に買取ってもらうか、取立を依頼することにより、迅速な資金の回収をはかろうとする。しかしながら、受益者の信用のみに依拠して銀行が手形を買取るかは不確定である。慎重な銀行は、やはり留保条件付き (under reserve) の支払に固執するであろう。そこで発行銀行の確約を受益者だけでなく、手形およびその他の書類を正当に譲り受けた者に拡張することが考えられたのである。

従来は、以下のような文言が発行銀行の確約として信用状の中に含まれていた。「弊行 (発行銀行) は、当該信用状の条件に従い振り出された手形の振出人、譲渡人、および善意有償所持人 (bona fide holder) に、適切な呈示に対する正当な支払を応諾する。」すなわち、発行銀行は、信用状条件に一致した書類を受益者から善意かつ有償で取得した者に対し、受益者に対するのと同様の支払確約をする。買取銀行は、発行銀行による直接の確約を享受することができるのである。

ところで、negotiation credit には、どの銀行による買取をも許容するもの (open) と、特定の銀行に限定するもの (restricted) とがある。前者においては、発行銀行の確約が信用状を買取るすべての銀行に及ぶ。これに対し後者は、授權された銀行に対してのみである。このことは授權されていない銀行の買取を妨げるものではない。しかし、straight credit に関して述べたように、このような銀行は引受拒絶に際し、発行銀行に信用状に基づく固有の権利を主張し得ない。²⁴

統一規則一〇条 b 項は、以上のような negotiation credit の取扱いにつき、次のように規定する。「i 信用状が発行銀行においてのみ使用することができると定めていないかぎり、…買取を授權される銀行 (the Nominated Bank 「指定銀行」) を指定しなければならない。自由に買取可能な信用状 (freely negotiable Credit) においては、いずれ

の銀行も指定銀行である。」このような指定銀行が同規則九条 a 項 iv の定める「善意の所持人」となるときに、発行銀行はその償還義務を免除して支払う義務を負う。

二 詐欺の抗弁と正当所持人

詐欺の抗弁を確立したとされる *Szejin* 事件 (〔3—4 事件〕) において、正当所持人に対しては抗弁をもって対抗できないことが、次のように明らかにされている。「支払のために手形を呈示する銀行が正当な所持人であるということが、主張の外観から明らかであるとすれば、たとえ基本取引が詐欺によって汚れていたとしても、敗訴することにはならない。」⁶³ として当該事件において支払請求した銀行は、受益者の代理人である取立銀行であり、正当所持人ではないと判断された。⁶⁴

また *Szejin* 事件判決の立場を踏襲したとされる *UCC 5-114(2)(a)* も、信用状取引において詐欺が認められた場合、一定範囲の手形の所持人または支払請求者を次のように保護している。「買取銀行、その他の手形の所持人または支払請求人が、信用状に基づき、かつ正当な所持人もしくは正当な支払請求人となる状況において、信用状の履行請求をした場合、発行銀行は手形または支払請求に対して引受・支払をしなくてはならない。」⁶⁵

こうした正当所持人に対して詐欺の抗弁が切断されるという立場は、イギリスにおいても承認されている。たとえば前掲 *United City Merchants* 事件 (〔3—13 事件〕) の上告審判決において、*Diplock* 判事は、呈示された書類が偽造もしくは詐欺的であっても「UCC のもとで適正な所持人となる状況で信用状に基づき手形を取得した者」に對しては、詐欺の抗弁を対抗できない旨、言及している。またカナダにおいても *Angerica-Whitewear* (〔3—10〕)

事件)判決は、信用状の国境を越えた統一的な取扱いの重要性に鑑み、*Szejn* 事件で肯定され、UCC 5-114(1)に採用されており、かつイギリス判例によっても受け入れられている原則に従うべきであるとして、詐欺の抗弁が「信用状に基づき振り出された手形の正当所持人に対して対抗されるべきでないとする見解に同意する。」としている。それでは UCC 5-114(2)の言う「正当所持人 (a holder in due course)」とは、いかなる範疇の者をいうのであろうか。⁶²⁸ 同規定は、第一に信用状に基づき、第二に正当所持人となる状況において、手形の所持人または支払請求人となった者を正当所持人としている。「正当所持人となる状況」については、UCC 第五編は独自の規定を持たず、UCC 3-302を準用する。⁶²⁹ 同規定は、正当所持人の要件を次のように列挙する。⁶³⁰ (1)善意かつ、(2)有償の取得者であること、(3)満期経過不知であり、また誰かがその証券に対し抗弁や権利を有することを知らないで取得したこと、である。したがって UCC 5-114の規定する正当所持人となる状況とは、これらの要件の解釈にゆだねられることとなる。⁶³¹

なお、UCC 5-114は手形の所持人だけでなく、手形を所持しない支払請求人も正当所持人となりうることを規定する。これは近時の手形を振り出さない信用状取引の実務を考慮したものとされている。⁶³² このような場合は、証券の取得者ではなく、請求権の取得者として上記要件を充足することにより、同様の保護が与えられる。⁶³³

さらに、正当所持人となるためには、信用状に基づき、証券または請求権の取得者になる必要がある。UCC 第五編は、「信用状に基づき」という文言について、それ以上具体的な定義づけをしておらず、前述の *straight credit* と *negotiation credit* の区別については言及していない。このことを強調すれば、いずれの信用状に基づく場合でも、手形または書類の取得者は、対価を与えて、誠実に、かつ抗弁を知らずに取得したのであれば、正当所持人となることも解釈される。しかしながらそのような解釈は *straight credit* と *negotiation credit* の「発行銀行の確約の範囲」

における決定的な相違と整合性を持ちうるのであろうか。

二つの種類の信用状を区別しないということ前提にすると、発行依頼人は詐欺に対して完全に防御手段を欠くことになるといわれている。⁶⁴ なぜなら、詐欺を行った受益者が、手形および書類を善意の銀行に譲渡さえすれば、発行依頼人は必然的に支払義務を負うことになるからである。しかし *straight credit* を選択した背景には、受益者の誠実な行為を期待し、受益者のみに強力な発行銀行の確約を与え、できるだけ詐欺のリスクを回避しようとする発行依頼人の意図がある。⁶⁵

前述した発行銀行の確約の範囲に関する議論を基盤にすれば、以下のことを導くことができよう。すなわち、*straight credit* に基づき手形または書類の取得者となった者は、発行銀行に対するいかなる権利も取得しない。その理由として、第一に信用状において発行銀行は受益者以外の者に支払確約をしていないこと、⁶⁶ 第二に、発行銀行は受益者から支払・引受指図を受けているものの、それに合致した行動をとることに未だ合意していないこと、⁶⁷ が挙げられている。それゆえ *straight credit* に基づき、手形または書類の取得者となった者は、受益者と同一の権利を有するにすぎない。つまり、受益者のためにいわゆる代理人として書類を呈示するのであって、「正当所持人」として独立した地位に立つものではない。⁶⁸ よって発行銀行が受益者に対して詐欺の抗弁をもって対抗できるとすれば、*straight credit* における手形または書類の取得者もまた、対抗されることになる。⁶⁹

これに対し、*negotiation credit* に基づく手形または書類の取得者は、それらの譲受人として受益者と同一の権利を取得するのに加え、信用状に基づき発行銀行に対して請求をする独立の権利を有する。発行銀行が、このような信用状に基づく手形または書類の取得者に対して、直接の支払確約をしているからである。したがって受益者に対する償還請求権については *straight credit* も *negotiation credit* も変わるところがないが、発行銀行との関係において

は著しい相違が生じることになる。⁴⁰⁾ すなわち negotiation credit に基づき、対価を与えて、誠実にかつ抗弁を知らずに手形または書類を取得した者は、UCC § 2-214 により正当所持人となり、詐欺が存在していたとしても、その抗弁を対抗されず、発行銀行から支払を受領することができる。⁴¹⁾ そしてこのような negotiation credit に基づく手形または書類の取得者は、UCC § 2-214 の規定により、詐欺の抗弁を切断する地位を与えられているが、それを享受するための立証責任は自らが負うとされている。⁴²⁾ すなわち詐欺が立証されたのであれば、取得者はその抗弁を切断するために自身が「正当所持人」であることを証明しなくてはならない。⁴³⁾ このことは、Cambridge Sporting Goods 事件〔3-1-2-4〕事件〕において、以下のように言及された。「UCC § 2-214(2)における抗弁は、正当所持人であるという証明責任をそのような地位を主張する者に負わせるのである。したがって信用状に基づき振出された手形を呈示する者が、取引に潜在する詐欺を知らずに、誠実に対価を与えて手形を取得したことを証明しなくてはならない。」

- (1) 外国為替取引の必要上、銀行が為替の仕向、被仕向取引を行うために外国銀行との間に一定の条件で為替取引に関する契約を結んだ場合に、その相手銀行をコルレス銀行という。(河本一郎・田邊光政編著『手形小切手法小辞典(増補版)』九二頁、中央経済社一九八八年)。
- (2) E. P. Ellinger, *The Uniform Customs and Practice for Documentary Credits-the 1993 Revision*, Lloyd's Mar. & Com. L.Q., 377, 388 (Ag. 1994).
- (3) 早期の金融だけでなく、受益者にとつては自国通貨による支払を受領することができ、都合がよい(信用状の為替機能)。見 at 407. 伊澤孝平『商業信用状論』三五頁(有斐閣、増補、一九五八年)。
- (4) ROY GOODE, *COMMERCIAL LAW*, 972(2nd ed. 1995).

- (5) 統一規則一〇条c項。
- (6) 小峯登「信用状取引の法律関係」加藤一郎・林良平・河本一郎編『銀行取引法講座中巻』三五四頁(金融財政事情研究会、一九七七年)。
- (7) John F. Dolan, *The Correspondent Bank in The Letter-of-Credit Transaction*, BANKING L.J., Vol. 109, 396, 430 (1992).
- (8) 統一規則一〇条d項。
- (9) H. C. GUTTERGE & M. MEGRAH, *THE LAW OF BANKER'S COMMERCIAL CREDITS*, 77-78 (7th ed. 1984); RAYMOND JACK, *DOCUMENTARY CREDITS*, 120 (1993); GOODE, *supra* note 4, at 1001; Dolan, *supra* note 6, at 428. また伊澤博士は、「通常行われるように、支払銀行が支払を了するや否や、その勘定を直ちに発行銀行に帰せしめ、発行銀行と支払銀行との間では前者の後者に対する債務として計算を遂げる場合にあつては、支払銀行の地位は、発行銀行の履行補助者にすぎない。」としている。伊澤・前掲注(3)三五頁。
- (10) Dolan, *supra* note 7, at 428.
- (11) *Id.* at 408.
- (12) *Id.* at 432.
- (13) GOODE, *supra* note 4, at 990.
- (14) *Id.* at 1009.
- (15) *Id.*
- (16) Dolan, *supra* note 7, at 429, note 73.
- (17) GOODE, *supra* note 4, at 981-982.
- (18) Dolan, *supra* note 7, at 412.

- (19) JOHN F. DOLAN, *THE LAW OF LETTERS OF CREDIT*, 1-9 (rev. ed. 1996).
- (20) また発行依頼人が、発行銀行による支払の是非の決定を欲する場合も、理由として挙げられている。Dolan, *supra* note 7, at 410. 手形の買取は、国内における手形割引と同様、受益者は満期までの利息を差引かれた額を受領するから、実質的に買取銀行を置くコストを負担するようになる。
- (21) "We hereby agree with the drawer, indorsers and bona fide holders of drafts drawn under and in compliance with the terms of this credit that the same will be duly honored on due presentment..." Dean Pawlowic, *Letters of Credit: A Framework for Analysis of Transfer, Assignment, Negotiation and Transfer by Operation of Law*, 39 WAYNE L. REV. 1, 30 (1992); E. P. Ellinger, *Documentary Credits and Fraudulent Documents*, in *CURRENT PROBLEMS OF INTERNATIONAL TRADE*, 185, 218 (C. M. Chinkin et. al. eds., 1983).
- (22) JACK, *supra* note 9, at 27; Pawlowic, *supra* note 21, at 25.
- (23) GOODE, *supra* note 4, at 982; see also Dolan, *supra* note 7, at 412, note 33.
- (24) GOODE, *supra* note 4, at 983, 1006.
- (25) Szejin v. J. Henry Schroder Banking Corp., 31 N.Y.S.2d 631, 635.
- (26) *Id.*
- (27) UCC 5-114の翻訳については、江頭憲治郎「手形保証とスタンドバイ信用状」竹内昭夫先生還暦記念『現代企業法の展開』一三三頁以下(有斐閣、一九九〇年)、および浅木慎一「荷為替信用状と詐欺」名古屋大学法政論集一一七号一九九頁以下(一九八七年)によった。
- (28) UCC 5-114(2)は「正当所持人」に加えて、権原証券を正当に譲り受けた者(UCC 7-502)、および投資証券の誠実な任意取得者(UCC 8-302)による請求に対しても、発行銀行は支払わなければならないと規定する。このような請求人であるかの判断には、正当所持人と同様の要件が用いられているが、前者には通常の取引過程で譲り受けたことが加えられている。DOLAN,

- supra note 19 at 8-10 to 8-12; 江頭・前掲注(27)一三四頁参照。
- (29) UCC 5-114(2)(a)の原文は以下の通りである。
- “the issuer must honor the draft or demand for payment if honor is demanded by a negotiating bank or other holder of the draft or demand which would have taken the draft or demand under the credit and under circumstances which would make it a holder in due course(Section 3-302)and in an appropriate case would make it a person to whom a document of title has been duly negotiated(Section 7-502)or a bona fide purchaser of a certificated security(Section 8-302); and”
- (30) 田邊光政「善意取得と手形抗弁の交錯」野津務先生追悼論文集『商法の課題とその展開』一三五頁以下(一九九一年)、田邊光政「統一手形法と英米手形法における善意保護」阪南論集第五卷第一・二合併号七九四頁以下参照。
- (31) 田邊・前掲注(30)の両文献の同頁参照。
- (32) DOLAN, supra note 19, at 8-8 to 8-10.
- (33) *Id.*
- (34) Reade H. Ryan, Jr., *Who Should be Immune from the “Fraud in the Transaction” Defense in a Letter of Credit Transaction?*, 56 BROOK. L. REV. 119, 123(1990).
- (35) また自「 」の資金回収を容易にしようとする受益者は、自「 」にとって有利な negotiation credit を取得しようとする。このように信用状には、商業当事者間における取引のリスク配分に関する意図的な交渉の結果が、その条件として反映されるのである。*Id.*
- (36) *Id.* at 122.
- (37) 信用状に基づき振出された手形は、発行銀行による引受がなされる前に買取がなされる。買取銀行は発行銀行の手形上の支払義務に依拠することができない。*Id.*

說

(38) *Id.* at 123.

(39) Dolan, *supra* note 7, at 434.

論

(40) Pawłowicz, *supra* note 21, at 31.

(41) *Id.* at 32-34; Ryan, *supra* note 34, at 122.

(42) DOLAN, *supra* note 19, at 8-7.

(43) *Id.*